



学会の法人化について

日本保健物理学会
法人制度検討ワーキンググループ
報告書

2009年3月

はしがき

2007 年度の日本保健物理学会理事会および第 48 回総会において「法人制度検討ワーキンググループ」の設立が提案・承認された。メンバーは以下の 7 名である。

小田啓二（神戸大学、会長）
杉浦紳之（近畿大学、副会長）
村上博幸（原子力機構、総務）
林 一成（三菱重工業、会計）
太田勝正（名古屋大学、企画）
谷口和史（日本原子力発電、企画）
千葉吉紀（日立製作所、監事）

本報告書は、理事会に置かれた「法人制度検討ワーキンググループ」で調査・検討された結果をまとめたものである。およそ 1 年間の活動期間しかなかったため、十分な議論が尽くされたとは言えない。しかしながら、2008 年 12 月に施行された新公益法人制度の概要、その制度の下での学術団体の在り方、今後の日本保健物理学会としての対応に関する基本的な情報の収集の段階には至ったのではないかと考えている。

今後は 2009 年度からの新理事会に委ねることになる。更なる検討が加えられ、本学会として適切な選択が採られる事を期待する。

なお、本ワーキンググループの活動に関して、以下の専門家の先生方に貴重なご示唆およびご協力を頂戴致しました。ここに謝意を表します。

丸山 博 教授（兵庫県立大学）
酒井 誠 氏（行政書士）
林 博明 氏（行政書士）
新居広守 氏（弁理士）
福島達也 氏（公益総研 非営利法人総合研究所 CEO）

目 次

1. 背景	1
1.1. 過去の検討経緯	1
1.2. 学会を取り巻く環境の激変	2
2. 法人化に関する過去の対応と新公益法人制度について	3
3. ワーキンググループによる調査・検討結果	4
3.1. 法人化のメリットとデメリット	4
3.2. 手続きについて	6
3.3. 法人名称について	6
3.4. 他学協会との関係	7
4. まとめと提言	8
参考資料 1. 旧制度における法人の種類と用語	10
参考資料 2. 各種法人の比較	12
参考資料 3. WG会議事録および活動メモ	13

1. 背景

1.1. 過去の検討経過

日本保健物理学会の歴史は、米国 Health Physics Society の日本支部を母体とした「日本保健物理協議会」の発足（1962 年）に始まる。Health Physics の名称は、マンハッタン計画の中での Health Physics Division の設置に由来しており、国内では 1956 年に発足した特殊法人（当時）日本原子力研究所に保健物理研究部が設置されたのが「保健物理」が正式名称として使われた始まりである。

その後 1973 年から 1974 年にかけて会名変更が検討された。活動の活性化に伴って、「協議会」という名称が実体を正確に表さなくなつたことから、学術団体という印象を表に出すために、「日本保健物理学会」と名称が変更された。当時の議事録（会誌第 9 卷第 1 号, 1974）によると、この審議過程において、国際会議（IRPA）の主催、「保健物理」という名称の変更、活動範囲の拡大等の項目と並んで、法人化の問題も指摘されている。具体的な経緯は明らかではないが、この後、法人化設立のための積み立てが行われている。

これ以後の学会活動活性化の検討は、名称検討を中心だったようである。会誌第 24 卷第 2 号（1989）では誌上討論が呼びかけられ、「国際的にも『放射線防護』が多く使われている、『保健物理』では内容がわからない、名は体を表す名称の方が良い（放射線防護学会、放射線安全学会、放射線管理学会）」という賛成意見と、「守備範囲が広く学際的な学問との印象が良い、『保物屋』など保健物理の概念は定着しつつある、直接的な名前よりソフトムードである」等の反対意見が出されている。1991 年～1994 年の間にも同様の検討が行われ（会誌第 29 卷第 4 号, 1994）、「学会の内容が理解され難い、原子力分野の放射線防護に限定されている印象」という改称賛成意見と、「既にある程度定着している、曖昧さゆえに広く有害物質から人を守る学問という印象、放射線防護では「防護」が前面に出すぎて対象範囲が狭くなる印象」という改称反対意見が併記されている。

最近の組織的な改革の検討は、将来検討委員会（1999 年～2001 年）と改革委員会（2001 年～2002 年）である。前者の委員会活動報告書（会誌第 36 卷第 3 号, 2001）では、「保健物理学は放射線安全に関する知識、技術および防護の理念に関する先端を切り開くことを使命とした学問である。」とし、学会の問題点として次の 6 項目が挙げられた。

- 1) 負のイメージ（原子力産業の放射線安全分野のみをカバーする団体）
- 2) 保健物理学研究と放射線管理実務との乖離
- 3) 学会活動と社会的ニーズとの乖離
- 4) 会員数の横ばい状態と年齢
- 5) 会誌の質と量の維持の困難さ
- 6) 学術活動の国際的展開の遅延

これを受けた改革委員会は、学会名についてアンケートを実施した。得られた 106 名の回答を分類すると、「現状のまま：39 人、日本放射線防護学会：58 人、その他：6 人、ど

ちらでもよい：3人」となっており、「その結果、現状の学会名の是非についての意見は分かれており、どちらをも合理的に否定し得るものではないと判断された。『学会名の改称』が学会の発展にとっていずれ必要となることは十分に認識しつつも、現時点では改称に係る具体的な作業を開始するのは時期尚早であると結論した。」（改革委員会報告書、2002）としている。改革委員会は、学会名改称を含めて以下の12項目の指摘・提案を行っている。

- | | | |
|-----------------|-------|-------------------|
| 1) 学会名改称 | ----- | (未) 先送り |
| 2) 学術団体間ネットワーク | ----- | (検討中) 検討継続 |
| 3) 英文誌の創刊 | ----- | (一部検討) 英文ページの新設 |
| 4) ICRP 対応常設委員会 | ----- | (済み) 國際対応委員会の常設化 |
| 5) 基礎研究の重視 | ----- | (未) 検討継続 |
| 6) 会員規範の制定 | ----- | (済み) 倫理規程等の制定 |
| 7) 専門部会の設置 | ----- | (未) 検討継続 |
| 8) 会員獲得 | ----- | (一部検討) 準学生会員の導入 |
| 9) データベース化 | ----- | (一部検討) 会誌のDVD化 |
| 10) 相談窓口の開設 | ----- | (未) 検討継続 |
| 11) 発表会の工夫 | ----- | (一部検討) 4回研究発表会で試行 |
| 12) 理事選出方法改善 | ----- | (一部検討) 会長の立候補制 |

提案された施策は、その後歴代会長の下で順次検討され、倫理規程の制定、会誌の英文ページの新設、国際対応委員会の設置、準学生会員の導入など必要な対策がとられてきた。

1.2. 学会を取り巻く環境の激変

この間、社会の情勢の変化は激しく、私たち会員の所属機関の環境も大きく変化した。国立大学等においては2004年からの法人化に伴って、各大学内での運営方法の転換、組織の再編、評価等管理業務の激増など、数年前には予想できなかった状況となっている。同じように、原子力関連二法人の統合は、学会名でもある「保健物理」が組織名から消えてしまうことになった。放射線関連企業においても、組織再編・業務効率化など多くの改革が継続されている。

また、日本の社会全体の大きな動きのひとつとして、規制緩和の流れの下で株式会社やNPO等の設立が容易となり、多くの法人（参考資料1参照）が設立されてきている。同時に、法人・団体の社会の中での役割、あるいは社会に対する貢献や義務（納税、説明など）が指摘されるようになった。つまり、任意団体の中で共益（会員の利益）活動を行うだけでは不十分であり、ある程度の責任を分担する時代になっていると言えよう。

こうした中で、2008年12月から「新公益法人制度」が発足した。これは、天下りの弊害の除去や乱脈経営の防止などを目的とした改革と言われており、現在の社団法人・財団法人に対しても「公益性」が改めて審査されることになる。認められれば「公益社団・財団法人」に、そうでなければ「一般社団・財団法人」となる。なお、この制度では、任意

団体から直接「公益社団法人」へ移行することはできず、一旦「一般社団法人」となりその後認定申請を行うという手順を経なければならない。

本学会の発展のためには、以上のような流れを無視する訳にはいかないと判断し、2007年度の理事会において、こうした状況について予備的な調査を行うとともに過去の検討経緯について調べることにした。続いて、より詳細な調査・検討を行うことを目的として理事会の下に法人制度検討ワーキンググループ（以下、WG）を設置することを提案し、2008年6月の第48回総会で承認された。

以下に、これまで行ってきた調査・検討の結果をまとめる。

2. 法人化に関する過去の対応と新公益法人制度について

2008年12月までの制度においては、公益法人（学会の場合、多くは社団法人）は、主務官庁（学会では文部科学省）によって認可されることになっていた。時期は明確ではないが、本学会においても社団法人への移行について検討されたことがあり、総務担当理事の引継ぎ書類にメモが残されている。それによると、学会に対しては、

- 1) 過去5年以上の活動実績があること
- 2) 他に類似の（同じ）学名の分野の学会がないこと
 真にその分野を代表している組織であること
- 3) 専有事務所、専任職員がいること
- 4) 会員数は1,000名以上であること
- 5) 会員構成は、文部省関係者（大学、学校、研究所など）が5割以上であること
- 6) 基金は2,000万円以上が目安

（その後1990年頃のメモでは、3,000万円以上と見積もられている）

という条件が必要であるとされている。また、会計決算報告の貸借対照表の中にも見られるように、かつて法人化のための積み立てが行われていた。

しかしながら、上述の認可条件が厳しすぎる（特に、上記3)と6)の項目）こと、および当時赤字決算が続いているという理由で、1993年の理事会において積み立てが止められたようである。以後、法人化については理事会議事録には記載されていない。

2008年12月に施行された新公益法人制度の概要は、以下の6つにまとめることができる。

- 1) 改めて公益性が認定される
- 2) 主務官庁が廃止され、内閣府が設置する第三者機関が認定する
- 3) 認定されると、「公益社団法人、公益財団法人」となり税制上の優遇措置を受けられるが、そうでない場合は、「一般社団法人、一般財団法人」となる

- 4) 一般社団法人は、公益性の有無や目的にかかわらず、登記で設立できる
 - 5) 任意団体から新規に（直接）公益社団法人への申請はできない（一旦、一般社団法人を設立しなければならない）
 - 6) 一般社団法人は、法人税法上は、剰余金の分配を行わないか会員の共益を目的とする「非営利型」と「普通型」に分類され、前者では税法上の優遇措置が与えられる。
- 法人としては、これらの他に現行制度におけるNPO法人があり、参考資料2にそれらの簡単な比較を示した。

3. ワーキンググループによる調査・検討結果

法人制度検討WGでは、まず新公益法人制度の調査を開始した。同時に、もし法人に移行するすれば、どのような型が本学会に適しているか、どのような手続きが必要かについて検討してきた。また、検討経過を会員に公開するために、学会ホームページでの情報提供、及び2008年11月と2009年3月に説明会を開催してきた。これらの経過は、本WG会議事録および理事会への報告資料に記載しており、参考資料3として時系列にまとめた。内容の一部については紆余曲折や手順前後があることは了承頂きたい。この約15ヶ月間にわたって行った検討内容は、①法人化のメリットとデメリット、②移行手続き、③法人名称、④他学協会との関係の4項目に集約することができる。

3.1. 法人化のメリットとデメリット

我々には、このまま任意団体を続けるか法人に移行するかという第一段階の選択と、もし法人化するとすればどのような型の法人か（普通型・非営利型一般社団法人、NPO法人、中間法人等）という第2段階の選択がある。また、社団法人とすると、将来的に公益社団法人を目指すかどうかという選択が加わる。

「何故法人化なのか」という疑問をしばしば耳にする。現在の任意団体では、社会の中での人格がないため、例えば学会資産の一部を置いている銀行口座の名義は、会長の個人名となっている。法人格取得は、こうした問題を解決するだけでなく、文科省や原子力安全委員会などの機関や放射線関連企業から研究課題を受託することが可能となる。このことは、放射線防護に関する専門家集団である我々に課された使命のひとつでもあろう。同様に、各種プロジェクトや課題へ申請できることになる。さらに、学会運営の面でも、寄付金を受けやすくなるであろうし、収益事業（学会標準、資格認定、資格講習コンテンツなど）の立ち上げも容易になるに違いない。

このようなメリットを述べる以前に、むしろ社会的な立場を強調すべきかも知れない。

前節で紹介したように、新制度では設立が容易な「一般社団法人」が導入された。もし、任意団体のままでいることを選択した場合、「新制度では誰でも設立できるのに、何故設立しないのか」という疑問に対して反論できなければならない。現状を見る限り、私たちにはその正当な理由を見つけることはできなかった。

しかしながら、一方で法人化移行にはいくつかのデメリットが考えられる。登記までの費用の他に、事務経費（場合によっては専有の事務所、事務職員など）も増加することが予想される。会費値上げという会員のデメリットにならないよう事務経費の見積もりと経営効率化も十分に検討する必要がある。

次に、法人を目指すとすればどのような型が本学会に適しているかという問題である。1998年頃までは、ほとんどの学会は社団法人か任意団体かの選択しかなかった。前節で述べたように、当時の社団法人の認可条件はかなり厳しかったため、本学会は任意団体に留まり、社会上の人格も寄付金優遇などの税法上の優遇措置も受けることはできなかった。1998年にNPO法人制度が発足し、税制上のメリットがあることから、医学系学会はじめ多くの学協会がこの法人を選択した。NPO法人には、「公益性」が条件のひとつとなっているため、公衆に対する定期的な情報発信に加えて、所轄庁（県や総務省）に対する報告義務など、多くの労力が必要であることが指摘されている。また、最近の国税庁の動きとして、NPO法人となっている学会に対して、特に学術集会の決算について厳しい指摘がされると言われている。

新制度では任意団体から直接公益社団法人には認定されないことから、現在のところ最も適切な選択は「一般社団法人」ということになる。関連法の成立当初は「公益社団法人は非課税、一般社団法人は原則課税」ということになっていたが、2008年6月24日に国税庁から公表された平成20年度法人税関係法令の改正の概要の中の「公益法人制度改革への対応」(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei2008/pdf/06.pdf>)によると、一般社団法人は、法人税法上は、利益分配を目的としない（イ型）か、あるいは会員の共益を目的とする（ロ型）法人を「非営利型」、それ以外を「普通型」として2つに分類された。この変更は、細分されたというより、非営利型一般社団法人を新設したと考えるべきであり、この非営利法人では、収益事業により生じた所得に対しては課税されるものの、会費収入や寄付金に加えて保有財産に対しても非課税とされ、さらに消費税もかからないことから、大幅な優遇措置が施されていることに注目すべきである。公益社団法人との違いは、寄付金優遇（払う方も非課税となる）と公益目的事業の収益に対しても非課税であることなど、ほんの僅かしかない。公益社団法人としての事務量の多さと、現在の会員数と予算規模から総合的に判断すると、近い将来の公益社団法人化は難しいと考えられるので、当面は非営利型一般社団法人に与えられた税法上の優遇措置で十分であり、この型の法人で実績を積むべきだと考えられる。

以上の検討結果から、本法人への移行および法人としての費用（住民税、税務申告税等）

の負担というデメリットはあるものの、非営利型一般社団法人への移行が最も適切であると考えることができる。

3.2. 手続きについて

もし法人に移行すると仮定すると、①法人登記、②会員の法人への移行、③任意団体の解散、という段階を経ることになる。

第一段階の法人登記は、理事名簿や定款を添付して登記所に申請することにより行われる。法人としての初代理事はその時点での理事とすればよいが、現在の任意団体としての定款には、社会通念上いくつかの問題があることを行政書士から指摘された。最も大きな問題点は、総会成立要件と解散条件である。2008年以前の本学会定款では、5分の1で総会が成立し重要案件でも過半数で決定できるので、理論上は会員のわずか10分の1の賛同で解散が可能となっている。ちなみに、応用物理学会、日本原子力学会、日本アイソトープ協会などでは、会員または社員（代議員や評議員）の過半数で総会成立、解散は出席者の4分の3となっている。定款改訂と解散を同一の総会で議決できないため、本件は早い対応が必要であると判断し、2008年6月の総会において、「総会成立要件を会員の3分の1以上、解散は理事会・総会出席者の各々4分の3以上」とする改訂を提案し、了承頂いた。

例えば、非営利型一般社団法人を選択したとすると、会費金額、解散時の措置等について整備する項目もある。このように、選択した法人の型に対応する内容を定款に盛り込まなければならない。定期総会は年1回なので、二度手間にならないよう、次回総会で承認を得る項目を十分に検討しておく必要があろう。

第二段階の前には、既に総会において法人への移行が承認されているはずである。法人化に反対して退会される会員数は少ないことを期待するが、そのような選択肢を提示しておくことも必要である。例えば、会費請求の際に、法人への移行の案内文に加えて、「特に連絡がない場合には、ご了承頂いたものとさせて頂きます」旨の文章を記載するという方法も考えられよう。なお、この段階では、任意団体と設立した法人の2つが併存することになる。

最終段階である任意団体の解散時には、資産の移動と事務的な後始末を行う。

3.3. 法人名称について

新公益法人制度が施行される前であれば、日本保健物理学会という名称を別のグループが使用することは、まず考えられなかった。特に、社団法人の場合は、主務官庁である文科省の認可が必要であり、「他に類似の学名の学会がないこと（真にその分野を代表していること）」という条件が、実質的な学会名称の保護となっていたのである。しかしながら、新制度ではこの制約が外れるために、「一般社団法人日本保健物理学会」を最低2名で構成される団体から登記されれば受け付けられる可能性が生じた。

この行政書士からの指摘を受けて、法人制度の検討の一貫として商標登録について調査することにした。登録費用の調査と既に取得されている類似名称の調査を弁理士に依頼し、法人制度検討WGおよび理事会で検討した。新公益法人制度以降、類似名での団体の設立を排除するためには商標登録が必要と言うことから、過去の学会名称変更の検討経緯を踏まえて「日本保健物理学会」と「日本放射線防護学会」の2つの名称に絞り、最終的に理事会の承認を経て、2008年9月30日に正式に出願した。

もしどのような型であれ、法人を選択するとすれば、その名称を登記する必要がある。法人が社会上の「人格」であるとすると、法人名は社会上の「顔」に相当する。当然のことながら、法人化が学会名改称より優先されるべきであるが、もし可能であれば、早い時期に法人名称について検討されるべきであろう。

過去の会誌「保健物理」（1966年創刊）の記事を読むと、学会名称については、1962年の「日本保健物理協議会」設立当初から議論されていたことが窺われる。第1節で紹介したように、その後、1973～1974年の会名変更の検討、1989～1994年の学会名称の検討、1999年～2002年の将来検討委員会および改革委員会における検討が行われた。このように幾度となく繰り返されたことには、それなりの理由があるはずである。大学においても、授業科目名としての「保健物理」はあったものの、保健物理を冠する研究所、学科、研究室が作られたことはなかった。1956年に設置され、唯一部門名として存在していた日本原子力研究所「保健物理研究部」の名称も、2005年の統合とともになくなった。

我々を取り巻く環境の激変を考えると、第1節で引用した改革委員会報告書でいう「いざれ必要となる」時期が、まさに到来しているのではないかと思われる。もし法人化するならば、法人名称は学術分野名だけでなく、社会へのアピールという意味でも重要な要素となるので、一層慎重に考える必要があろう。そのためには、全会員による活発な議論を行った上で、少なくとも過半数の投票での議決が必要である。シンポジウムや公開討論会の開催、ウェブを利用したアンケート／投票など、具体的な手順を決めて実施すべきであると考える。

3.4. 他学協会との関係

2002年の改革委員会の提案以後、新たな学会の設立、日本放射線研究連合（JARR）の活動の活性化、UNSCEAR、ICRP、IAEA等の国際活動を介した関連学会との協力など、学協会の連携が盛んとなりつつある。新法人制度は学協会間の関係にも影響を及ぼす可能性があり、本学会としても十分に検討しておく必要がある。

新公益法人制度の施行に伴う問題は日本学術会議においても既に審議が行われており、当面の検討結果は2008年5月22日付けの提言書「新公益法人制度における学術団体のあり方」(<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t57-1.pdf>)としてまとめられている。要旨の「1. 背景」では、「そもそも、学術団体は、科学や技術などに関する学術研究

の進歩・発展を図ることを目的として、主としてその当該分野の専門家が集まって構成するものである。」とし、「2. 現状及び問題点」には「国際学術集会を含む学術集会の開催や学術誌の出版は学術団体の最も重要な機能であり、これらを基礎として人材育成、科学的知識の普及・啓発などの公益事業が行われる。」と記載している。最後に、「3. 提言の内容」の中で、公益法人制度改革における認定条件、学術団体の機能強化、および日本学術会議の果たすべき役割の3つの提言がなされている。その提言2では、「学術団体は、連携あるいは統合を進めることにより強い学術団体群をつくり、これらが協力して国際的情報発信機能等の強化を目指すべきである。また、行政は・・・国際的情報発信機能強化策に対して支援を行うべきである。」と詠っている。

この提言書は、新制度への対応を目的としたものであったにもかかわらず、その中で「学術団体の機能強化」を挙げている点には留意すべきであり、学術会議の現状認識と今後の方向の一端を垣間見ることができる。1,000人規模の小さな学会がたくさん存在し、それらが関連テーマ毎に連携する方式を継続するか、大同団結してより大きな学会を形成すべきか、本学会としても議論し、ある程度固まった方針を出す時期が来ているのかも知れない。

法人制度検討WGでも、複数の学術団体の合流・統合の可能性、およびその場合の対処についても議論した。具体的には、代議員制や評議員制の導入、部会制や理事選出の場合の分野枠・地域枠の導入などである。部会制では、各部会において異なる運営体制が可能なので活動しやすいものの、理事会や委員会との関係が複雑になるという欠点が指摘された。また、従来の総会への参加の権利を保持するためにも代議員制の導入は好ましくないとの意見が大半であった。WGでの議論の結果、他団体との合流については、現在の定款の中の「臨時委員会」を受け皿とし、理事会には会長指名理事枠および参与とするなどに対応可能であると判断した。

4. まとめと提言

2008年6月の第48回総会において、法人制度について検討することが承認された。それを受け、法人制度検討WGでは、新公益法人制度の概要の調査、本学会の発展のために取るべき選択、それに伴う問題点等について検討した。

以下に問題点の指摘と提言をまとめる。

非営利型一般社団法人への移行

2008年12月に施行された新公益法人制度の下では、より容易に設立できる一般社団法人が導入された。従って、日本保健物理学会としては、①任意団体のままでいる、②NPO法人に移行する、③一般社団法人に移行する、という3つの選択肢がある。①の選択では、誰でも設立できる制度となったのに何もしないという説明をできない（社会的に信用され

ない）。また、②NPO 法人では、公衆に対する定期的な情報発信に加えて所轄庁（県や総務省）に対する報告義務など、多くの労力が必要であることから、③非営利型一般社団法人が最も適していると考えられる。

実際には、法人に似合った定款の策定（または現定款の改訂）、登記のための事務手続きなど、いくつかの作業が必要となる。定款の改訂は総会での承認が必要であり、定期総会は年1回であることから、事前に十分に検討しておく必要がある。

いずれにしても、次段階での諸問題について検討すべく、「法人制度準備作業WG」（仮称）のようなグループにステップアップして検討を継続することを期待する。

法人名の検討について

法人制度の検討の途中で、類似名での団体の設立を排除するためには商標登録が必要であることを知り得た。過去の学会名称変更の検討経緯を踏まえて「日本保健物理学会」と「日本放射線防護学会」の2つの名称に絞り、2008年9月30日に正式に出願した。これにより、この2つの名称を他の一般社団法人に使われることはなくなった。

法人が社会上の「人格」であるとすると、法人名は社会上の「顔」に相当する。20年以上前から繰り返されてきた学会名改称の意見、日本保健物理学会の位置づけ、他の学協会との関係など、周りの状況も考慮し、法人名称について検討されるべきである。

他学協会との連携について

日本学術会議は2008年5月22日の提言「新公益法人制度における学術団体のあり方」において、「学術団体の機能強化」を挙げている点には留意すべきである。現在の規模のまま他の学協会との連携を継続するのか、統合に向けて進むのか、本学会の将来の方向性について一步進んだ議論を展開する時期に来ていると思われる。

事務局の一本化について

法人制度検討の議論の中で、事務局経費の負担について検討した。この時、効率化と経費削減、総務業務と編集作業の一本化、出版費等の見直しなどの点について指摘があった。学術団体としての事務局として相応しい体制の整備について今後検討が必要である。

以上、問題点の指摘と対応の提言を行った。これらの取扱は2009年度からの新理事会に委ねられることになる。本報告書が新理事会での議論の叩き台となり、より適切な選択が行われることを期待し、本報告書のまとめとする。

参考資料1. 旧制度における法人の種類と用語

(1) 法人の分類

	非 嘗 利	嘗 利
公 益	公益法人 社団法人、財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、NPO法人	公共企業 電気会社、ガス会社、鉄道会社
非公益	中間法人 労働組合、協同組合、中間法人	営利企業 株式会社、有限会社、相互会社

特殊法人（宇宙開発事業団等）、認可法人（日本商工会議所、日本赤十字社等）

(2) 用語

【NPO法人】ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的に制定された特別法である「特定非営利活動促進法」に基づき設立（認証）された特定非営利活動法人のこと。

【共益的法人】非営利でかつ社員（メンバー）相互の利益を図る目的の法人で、協同組合、労働組合そして中間法人法により設立された法人等が該当する。中間法人では同窓会、県人会、互助会、親睦会などが典型的な事例である。

【中間法人】社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団であって、中間法人法の法律により設立された法人をいう。

【非営利法人】民法第34条で定められている公益法人は営利を目的とせず、積極的に公益を図る法人で非営利法人の典型といえるが、特別法により設立される学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人のほか、非営利ではあるが積極的に公益を目的とするとまではいえない中間的法人も非営利法人に属する。

【公益法人】民法第34条では、「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其ノ他公益ニ関スル社団又ハ財團ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」と定めている。すなわち、公益法人は①公益に関する事業を行う、②営利を目的としない、③法人の事業を所管する官庁の許可を得る、④社団又は財團である、という四つの条件をすべて満たして設立されるものである。

ここで公益というのは、積極的に不特定多数のものの利益の実現を目的とするものでなくてはならない。営利を目的としないとは、法人関係者（役職員、会員、寄付者等）に法人の利益を分配したり、財産を還元しないということである。

社団とは、人の集合体であって、一つの団体としての目的、組織とそれ自体の意思を

もち、その団体自身が社会上單一体としての存在をもつものと定義され、これに民法によって法人格を与えたものが社団法人である。財団とは、一定の目的の下に拠出され、結合されている財産の集まりであり、これに対し民法により人格を付与されたものが財団法人である。

【社団法人】 法人格を与えられた社団のこと。

社団法人は、①社員と呼ばれる構成員が存在すること、②社団と社員の関係その他団体の基本的事項が定款によって定められていること、③社員全員で構成される社員総会が最高の意思決定機関として置かれていること、④社員の欠乏が解散事由とされていることなどの特色があるが、これは団体性の強い人的結合体という社団法人の本質から出ているものといえる。

社団法人の主なものは、民法第34条による公益を目的とした社団法人と、商法及び有限公司法による営利社団法人たる会社であるが、このほか、特別法によって法人化された中間社団法人(社団的法人)、公法人たる社団法人(公共組合)などがある。しかし、一般に社団法人というときは民法による公益を目的としたものを指す。社団法人は民法第37条により目的、名称、事務所、資産、理事の任免、社員の資格得喪に関する規定を定めた定款を作り、主務官庁の許可を得て設立される。社団法人の事務は、定款をもって理事その他の役員に委任したもの除き、すべて総会の決議によって行わなければならぬ。

【主務官庁】 公益法人は、民法第34条によって主務官庁の許可を得なければ設立できない。

主務官庁とは、設立しようとする公益法人の目的とする公益事業を所掌する官庁をいう。

参考資料2. 各種法人の比較

法人の種類	任意団体	一般社団法人		公益社団法人	NPO法人
		普通型	非営利型		
法人格	無し	団体名での契約、銀行の口座開設、社会的信用など		同左	同左
公益性	一	問われない	共益が中心	公益活動が中心	公益活動
設立手続	一	登記のみ		行政庁の認定	所轄庁の認証
監督	無し	無し		有り	有り
設立難易度	一	易しい		難しい	比較的簡単
設立期間	一	約1ヶ月以内		かなり長期間	数ヶ月
社会信頼度	無し	無し		有り	ある程度有り
税制	原則課税 申告せず	原則課税	会費など非課税	原則非課税 収益事業は課税	原則非課税 収益事業は課税
寄付金優遇	無し	無し		有り	無し
報告	一	無し		行政庁に提出	所轄庁に提出

参考資料3. WG会議事録および活動メモ

①2007年度第6回理事会（2008/1/30）資料

1. 経緯

活性化検討委員会、改革委員会での検討（～2003年）

↓（環境の激変）

- 1) 大学における保健物理関連研究室、原研保健物理部の解消
- 2) 社会への説明責任の重要性
- 3) 関連学会（放射線安全管理学会、放射線影響学会等）の動向
- 4) 学生に選んで貰える魅力のアピール、若手研究者の養成
- 5) 新公益法人制度の発足（2008年12月）

↓

検討を開始する

2. 検討項目と方針

（1）法人格取得について

- ・過去の検討の経緯（～1993年まで）

社団法人への認可申請について検討されていた（資金積み立て）

1993年理事会で、積み立てを中断（低い可能性と赤字決算のため）

- ・新公益法人制度

一般社団法人は登記だけで設立できるようになる

認可制ではない=名称を取られてしまう可能性がある

現在（任意団体のままでも）検討はしておくべき

（2）法人名称について（学会名改称の検討について）

- ・改称に関する過去の検討の経緯（～2003年）

（検討の必要性を感じつつも）時期尚早である

- ・同時に検討したい（上下の項目とも関係している）

十分に納得できる手順を踏む、法人格より時期は遅れても構わない

例：HPでの意見募集、公表・投票アンケート（最低投票率）、投票

（3）他学会の動向について

- ・日本放射線安全管理学会

ある程度方針が固まった段階で打診する

- ・日本放射線影響学会

日本放射線科学的研究連合（JARR）の枠組み

3. 検討手順

(1) 組織

- ・理事会での議論のために、臨時検討委員会／WGで問題点を検討する
- ・理事会で充分に議論する
- ・2回の総会にわたって（1年かけて）議論する
 - 2008年総会で、経緯説明から「議論の開始」の承認を得る
 - 2009年総会で、投票の結果「承認」

(2) スケジュール案

2007/1月 理事会（今回）での検討

- ・過去の経緯、法人制度等の説明
- ・検討開始の了承
- ・手順、スケジュール素案の検討

3月 理事会での検討（継続）

- ・総会手順の打合せ、実行委への配慮（総会時間確保）依頼
- ・予算計上（理事会等回数増、法人格取得経費）

6月 総会

- ・経緯説明、（昼食時間も使ってでも）質疑討論
- ・法人化については検討開始を了承して貰う
 - （理事会責任の下での一般社団法人の設立の了承）
- ・法人名称／学会名改称について意見を聞く
 - （手順案の説明）

7～9月 臨時検討委員会／WGで問題点を検討する

理事会2回程度

12月 中間報告（ウェブを通して公表）

2009/1月 シンポジウム開催、会誌での報告

3月 投票

法人化申請

総会案内、委任状

6月 総会

4. 問題点と課題

- 1) 法人化については、専門家（会計士、NPO法人など）に聞く必要がある
- 2) 特に法人名称については、出来るだけ会員の意見を伺う機会を持つ
 - 意見募集方法、集計方法等の技術的問題も考えておく
- 3) 全体の改革検討手順に問題がないか、過去の流れとの齟齬はないか

②2007年度第7回理事会（2008/4/2）資料

法人格取得・法人名について（前回理事会1/30以後の調査・検討の報告）

1. 原子力学会への聞き取り（1/31）

- ・事務局富田さん
- ・11/26に文科省主催の説明会（社団法人学会を対象）があった
新制度の説明（5年の移行猶予期間、移行手続き等）
- ・公益社団法人になれそう（さほど難しくはない）という印象だった
- ・原子力学会としては未だ動いていない

2. NPO 法人設立について（2/19）

- ・「NPO 法人放射線安全フォーラム」設立の事務を主に担当された寺中さん（千代田テクノル）を訪問、谷口さん同席
- ・「NPO 法人ハンドブック」（480円）に記載の内容、スケジュール通りに進めた
ヘタに脚色して作ってもダメ、ハンドブック通りにまとめる
- ・法人格取得の理由を聞かれる（これは重要）
- ・スケジュールは余裕を見ておく（約4ヶ月）
特に、住民票の準備に注意する（有効月数）

3. 専門家（税理士、行政書士）への相談（3/25）

- ・丸山教授（兵庫県立大会計研究科、税理士、コンサルタント）、酒井氏（行政書士）
- ・前回理事会資料を見て頂いた（新制度等、記載事項はおおよそ間違ってはいない）
- ・「団体名称の保護」については誤解していた
現行制度（社団法人）では、主務官庁による審査を通して、活動内容と団体名称がセットになって認可されていた。つまり、認可制でもって団体名称が保護されていたことになる。

新制度ではこの制約が外れる（つまり、名称は保護されない）ことになる。

- ・「名称の保護」を目的にするなら「商標登録」をしておくべき
弁理士が担当、費用は約20万円？
通常は「法人」として登録する
任意団体としての登録については？
- ・任意団体より、法人（一般社団法人）を立ち上げ、実績を作った方が良いのでは
・コンサルタントの視点で、手順を含めて提案して貰うこととした

4. 専門家（弁理士）への相談（3/31）

新居氏（弁理士）

【出願人について】

- ・任意団体ではダメ。個人または法人

- ・個人が取得した後、法人に名義書換はできる
- ・出願費用の出所とは無関係（→JHPS 費用捻出、代表者名の名義）

【商標登録の効力】

- ・将来効（現在使用していないでも今後使う）という考え方
- ・但し、取得後3年間全く使わなければ失効
- ・既に（取得前の段階で）同一名を使っている団体があれば、それを排除できない
- ・今後新たに同一名 or 類似名の団体が設立されるのを排除したければ、商標登録が必要

【登録可否例】

既に「日本保健物理学会」が登録されていた場合、「保健物理学会」はダメ

日本保健物理学会 → 保健物理学会×

保健物理学会 → 保健物理研究会○、保健物理会×

日本放射線安全管理学会 → 日本放射線安全学会△or×

【登録費用等】

- ・1件当たり最低約7万円 + 10年分維持費約7万円

【先行調査】

以下の3名称について調べて貰うこととした。

「日本保健物理学会」、「日本放射線防護学会」、「日本放射線安全学会」

5. 法人制度検討WGの設立の提案

- ・3役（小田会長、杉浦副会長、村上総務理事）
+ 谷口理事、太田理事、千葉幹事

6. 総会資料および説明の検討

- ・「法人格取得」と「名称」は分けて議論する
- ・総会で何処まで了承を得るか

③法人制度検討WG第1回会合（2008/4/30）議事録

日 時： 平成20年4月30日（水） 15：00～17：10

場 所： 日本原子力研究開発機構計算機センター

出席者： 杉浦、林、千葉、谷口、村上、小田、下（オブザーバー）

議 題：

1. 調査報告について

4/2 理事会配付資料以後の検討経緯について報告された。

先行調査の結果、「〇〇学会」の商標登録は370件あるものの、「保健物理」や「放射線」に関するものはなかった。なお、申請から登録まで、約1年から1年半かか

るとの事であった。

現在の定款を行政書士に見てもらったところ、総会成立要件と解散について一般的な法人としては不備がある（1/5で総会成立、重要案件でも過半数、つまり1/10で解散できる）ことを指摘された。

2. 定款の一部改訂について

応用物理学会、日本原子力学会、日本アイソトープ協会など他の学協会の定款の多くは、会員（または社員）の過半数で総会が成立、解散は出席者の3/4となってい。本学会総会出席の過去の実績を参考にして、「総会成立要件を会員の1/3以上、解散は理事会および総会出席者の3/4以上」とする原案が説明され、議論の結果、これを理事会原案とすることになった。

3. 総会での了承事項について

2009年6月での総会での法人化の可能性を考えると、次回総会で了承頂く項目として、以下の5つがある。

- 1) 法人制度の検討開始
- 2) 定款の一部改訂（総会成立要件、特別決議について）
- 3) 理事会判断による商標登録申請
- 4) 法人名称の検討の開始
- 5) 理事会判断による「一般社団法人日本保健物理学会」の設立

項目5)については、時期尚早との意見が多く、次の議題4と合わせて議論された。

4. スケジュールと今後の進め方について

2009年総会を目安として検討するとして、それまでどのように進めていくか意見交換を行った。主な意見は以下の通り。

- ・法人化への議論開始は問題ないだろう
- ・1年以上議論するほどのことではない（2009年総会で一定の結論を出すというスケジュールで構わない）
- ・会員への説明／周知が不十分な段階での「法人設立」はまずい
- ・総会直前あるいは総会後の法人設立というスケジュールを検討すべきである
- ・「何故法人化するのか」（法人化のメリットは何か）について、会員の納得する理由を説明する必要がある。例えば、

　　省庁からの調査研究の受託（学会活動の活性化と社会へのアピール）

　　標準化委員会で検討されている「学会標準」の意味づけ

　　「保健物理士」などの学会認定制度

- ・大きなデメリットがないことも説明する
- ・積極的な情報発信、反対意見や疑問を聞く機会をできるだけ多く設定する。例え

ば、次回総会で説明後、メーリングリストやホームページ上の定期的な情報提供、シンポジウム開催（9～10月および12～1月の2回）など。

④法人制度検討WG第2回会合（2008/7/18）議事録

日 時： 平成20年7月18日（金） 14：55～17：45

場 所： 中央電気俱楽部302号室（大阪市北区）

出席者： 小田、杉浦、太田、千葉、酒井（行政書士）、林（行政書士）

議 題：

1. 前回議事録の確認

第1回会合（4月30日開催）の議事録が承認された。

2. 総会の報告

6月26日に開催された総会において、法人制度検討に関する説明を行ったこと、及び法人名称に関する件の他には特に質問はなく、検討開始が承認されたことが報告された。

3. 商標登録について

特許事務所に問い合わせた商標登録の見積もり金額の紹介があった。出願に1件当たり最低約6万円、登録時に約10万円が必要である。また、登録の手順（登録名称と申請時期）について議論した。次回会合においてさらに検討する。

4. ホームページへの掲載について

会員への情報提供という意味で、学会ホームページに法人制度検討のコーナーを作ることが了承された。コンテンツについては小田主査に一任することになった。

5. 今後の調査検討項目について

太田委員より、他の学会での法人制度の検討状況が紹介された。日本保健物理学会と比べて規模が大きいこと、評議員制をとっていることなど、異なる点もあるが、一般社団法人設立の流れは一致しており、以後の議論の参考とした。

今後検討すべき重要な項目を次のようにリストアップした。事務所の必要性、財産の移行および組織のつなぎ方、評議員制の導入、メリット・デメリットの整理（特に、設立費用と税金）。

次に、2人の行政書士（酒井氏、林氏）をお招きし、上記項目について意見交換を行った。主な意見は以下の通りであった。

1) 法人について

- ・一般社団法人から公益社団法人、あるいはNPO法人から認定NPO法人
- ・規模、学会の特徴を考えると、前者の方が適している

- ・設立から移行までは最低2期の決算が必要である

2) 事務所について

- ・一般社団法人のままであれば現在のような委託でも良いが、公益社団法人を目指すなら（目指すべき）事務所は必要
- ・借料が予算上大きな問題となる
- ・企業のバックアップをお願いするという事もあり得る
- ・できれば複数とすべき（主たる事務所、従たる事務所を登録し、内閣府へ申請）
- ・今後、東京、大阪での事務所開設の可能性を探る

3) 財産の移行について

- ・総会で決議をすれば財産の移行ができる
- ・任意団体から一般社団法人への移行は寄付になるので税金がかかる（約22%）

4) その他必要な費用について

- ・事務所開設の場合の初期投資
- ・市・県税が年間約7万円、その他の税金
- ・事務所借料、事務員給与（最低でも500万円くらいか）

5) 事業について

- ・収入は、現在では会費が主であるが、収益を考える必要がある
- ・寄付は受け付けやすくなるので、積極的にお願いする
- ・公衆への啓発活動、会員への教育活動（資格認定など）など収益事業の展開を考える

6) 組織の移行について

- ・説明会を開催して会員の同意を得るので、12月の一般社団法人設立は難しい
- ・4月または6月の設立を目指す

6. 第1回説明会について

9月19日（金）10時を第一候補として調整する。法人制度に関する説明と、検討状況の報告、および質疑という内容とする。

7. 次回会合について

9月8日（月）10時半とする。場所は上野を第一候補とする。

⑤法人制度検討WG第3回会合（2008/7/18）議事録

日 時：平成20年9月8日（月） 10：30～12：00

場 所：原子力機構 システム計算科学センター

出席者：小田、杉浦、大田、谷口、吉田（村上代理）

議 題：

1. 前回議事録の確認

第2回会合（7月18日開催）の議事録が承認された。

2. その後の動向について

第2回会合以降の動向について、特に日本学術会議の「新法人法への対応シンポジウムー学協会の公益性の確立に向けてー」の紹介があった。

3. 第1回説明会について

9月19日に予定している説明会について意見交換し、理事会の考え、他学会との連携、将来の取り組み方などについても説明する必要があることを確認した。

4. 商標登録について

学会名称の過去の検討経緯の紹介があり、「日本保健物理学会」と「日本放射線防護学会」のふたつの名称の登録申請について必要経費等も含めて理事会に諮ることとした。

5. その他

法人化関連事項についてフリーディスカッションを行った。主な意見は以下の通り。

1) 欧文誌の分冊化について

- ・学術会議の報告書に記載の通り、欧文誌刊行は学会存続のためには不可欠である。
- ・安全管理学会(JRSM)と合同発行の意見があったが、費用分担で流れた経験がある。
- ・英文誌について、投稿が少ない。国際的な情報発信のために英文誌は必要だが、小さな学会単独で発行するのはなかなか難しい。
- ・学会員が英語論文をどこに投稿しているか、なぜ保物学会誌に投稿しないのかなど調査も必要。
- ・英文誌統合については、韓国放射線防護学会等との合同刊行のアイデアもある。
- ・国際誌の受け皿としての活用もあるのではないか。インパクトファクタが付くかどうか。

2) 他学協会との関係について（略）

3) 会員への説明その他

- ・登記の際の事務所について確認しておく。また、財政面での問題（負担額増分）についても調べておく必要がある。
- ・このまま任意団体のままでいるという選択肢もあるが、それより法人化に進んだ方が良いという点を説明する。つまり、会員として納得できる理由を準備しておく。
- ・税制の問題、会費、寄付・受託研究受注など、説明の順番をしっかりと考えておく。
- ・学会の将来像（目標）もある程度示しておく必要がある（法人化はそのためのステップである）。

⑥法人制度検討WG第4回会合（2008/9/19）議事録

日 時：平成20年9月19日（金） 12：05～12：55

場 所：原子力機構 システム計算科学センター 第一會議室

出席者：小田、杉浦、太田、古田（村上代理）、酒井行政書士、林行政書士

議 題：

1. 前回議事録の確認

第3回会合の議事録は既にメールにて確認された。

2. 第1回説明会以後の検討項目について

説明会での質疑討論を受けて、今後の調査検討項目について相談した。

(1)会員へのより分かり易い説明のためにも、以下の必要経費の見積もりが不可欠である。

- ・事務所経費（専有事務所、共有事務所内一部スペースなど）
- ・事務職員雇用費（雇用形態に依存）
- ・基金の移動の際の税金

(2)定款および会則の原案策定作業を始める段階に来ているので、以下の点に留意して次回会合までに骨子について検討することになった。

- ・組織体制（評議員制度、部会制度の導入など、他学会との合流の可能性）
- ・定款と会則の2本立てとする

(3)第1回説明会の際に会員から指摘のあった「外部委員の意見」については、定款の原案が固まった段階で外部識者に意見を伺うことにする。

3. スケジュールについて

今期の理事会で一定の結論を得る（or 法人への移行の体制を整える）とすると、第4回理事会（11/6）において組織体制の議論、第5回（1月）と第6回（3月）で定款・会則案の審議、というスケジュールになる。

4. 次回会合について

10月30日（木）午後を予定する。ここでは組織体制について詰めて議論する。

⑦法人制度検討WG第5回会合（2008/10/30）議事録

日 時：平成20年10月30日（木） 13：25～15：10

場 所：原子力機構 システム計算科学センター 第一會議室

出席者：小田、杉浦、村上、太田、林

議 題：

1. 前回議事録の確認

第3回会合の議事録は既にメールにて確認された。

2. その後の動向について（報告）

(1)商標登録

9月30日付けで学会名称の商標登録を行った。

(2)会員への説明

約50名の参加者があった10月4日のリスクコミュニケーションに関するシンポジウム（東京）の機会に、法人制度の説明を行った。また、11月28日の保物セミナーの保物学会セッションの最初に説明する枠を設けている。

3. 組織体制について

法人としての定款を作成する場合に重要な組織体制について議論した。これは、他団体との合流・統合を円滑に行うためにも不可欠である。

まず、「部会制」を敷くことについて意見交換を行った。異なる運営体制が可能であるため、動きやすくはなるものの、理事会や他委員会との関係が複雑になることから、現状通りのままとすることとした。

他団体との合流については、臨時委員会を受け皿とする、会長指名理事枠を使う、参与として理事会に入って参画頂く、等の手法で対応することで了解された。また、このような過渡的な状態は、（この時点で法人化していたとしても）新たな法人を設立・移行することで解消される。

4. 定款について

以上の検討を踏まえて、定款作成に着手する。

5. 法人化に係る費用について

林委員より、法人化後の収支の試算例が示された。事務局費用が約100万円増加すると、平成21年度には赤字、会費収入を15%上げても平成25年度には赤字となる。会費増を避けるためには、会誌印刷費用の見直し、開始のDVD化など効率化を図るとともに、受託研究の受注など収益活動を導入する必要がある。

⑧2008年度第5回理事会（2009/1/22）資料

1. 前回理事会（11/6）以後、説明キャンペーン

1) 保物セミナー（11/28、京都）

- 午後からのJHPSセッションの前に、30分間の枠を取ってもらった
- これまでの検討経緯に加えて、学術会議の提言を紹介した

2) 日本放射線安全管理学会第7回学術大会シンポジウム（12/5、金沢）

- 学術会議の提言とJHPSの位置づけ（私見）を紹介

- ・JHPS の過去の歴史を紹介し、法人制度を検討していることを紹介

3) ホームページ

- ・議事録、説明資料、JRSM 要旨原稿を追加

2. 前回理事会（11/6）時点での方向性と課題

- ・早期の公益社団法人へのステップアップを睨んだ体制は困難（事務局、事務経費）
- ・（任意団体の存続より）実現可能なレベルの非営利型「一般社団法人」を目指す
- ・組織については、代議員制はとらず、従来と同じにする
- ・定款について引き続き検討する
- ・事務局経費について調べる（編集事務経費も含む）

3. 福島氏（NPO 総研、学会事務局委託）との相談（12/11）

1) スケジュール案について

- ・2009 年 6 月の総会で、「法人化決定、即、定款決定」は困難では？
- ・法人化 OK、定款 NO（総論賛成、各論反対）となる可能性がある
 - 法人化のみ了承を得（同時に定款を提示）、臨時総会で法人設立
 - 定款で揉めることを覚悟しておく（：公証人との折衝に時間がかかる等）
 - 総会で承認して貰う場合でも、「誤字・脱字、骨子に変更のない修正は事務局／執行部に一任して頂きたい」旨の了承を得ておく
 - 基本財産の条項を入れるか入れないか（？？？）

2) 新制度の現状について

- ・殺到しているという程ではない
- ・一般社団法人は（税制上）2つに分かれた（営利型と非営利型；別紙参照）
- ・非営利型は、イ（利益を分配しない）とロ（会費による共益事業）に分類
- ・非営利型は、原則非課税（収益事業に対しては課税）となった
- ・「非営利型一般社団法人」と「公益社団法人」の違いがあまりなくなった
 - （残った差は、社会的信用、寄付者も非課税、等）
- ・恐らく、多くの学会はこの型を選択するであろう
- ・結論としては、「もし非営利型一般社団法人で不都合がないのであれば、公益社団法人に急ぐ必要はない」

3) 事務所について

- ・公益社団法人としても、法的には専有事務所は不要。しかし、通常、事務量は膨大となるので、実質的には不可欠となる。また、社会的信用の問題もある。
- ・一般社団法人なら、その必要はない（現状のままでよい）

4) 事務委託経費について

- ・編集作業の具体的な内容をリストアップして欲しい
- ・経費（増分）を見積もる

4. 今後の検討

1) スケジュールについて

- ・事務所の問題、事務経費の問題は小さくなつた
- ・定款の見直し（～最終の登記まで）を、NPO 総研に依頼する？
- ・できれば6月の総会で、法人化&定款承認を目指したい
任意団体としての定款改訂、法人化の承認、新法人の定款の承認
- ・第2回説明会（2月中旬～3月中旬土曜日午後、会員が集まりやすい日程）
 - ① 2月28日(土) 15:00～16:30 又は ② 3月14日(土) 13:30～15:00
 - 会場？
- ・次回理事会（3/30）までに以下の点を検討するか
定款案の作成
総会議案

2) 定款案の作成

- ・別紙「要件」を組み込んだ内容
- ・NPO 総研に委託？

3) WG 報告書の作成

- ・理事会への報告
- ・次期理事会への引継ぎ

⑨法人制度検討WG第6回会合（2009/3/14）議事録

日時： 平成21年3月14日（土） 16:00～16:45

場所： 株式会社千代田テクノル 本社 2階会議室

出席者： 小田、杉浦、太田、林、金子（次期会長、オブザーバー）

議題：

1. 前回議事録の確認

第3回会合の議事録は既にメールにて確認された。

2. 第2回説明会について

本会合の直前に行われた第2回説明会における福島氏の解説内容の確認を行つた。

要約すると以下の通りである。

- ・①任意団体のまま、②NPO 法人、③一般社団法人の選択肢がある。
- ・①の選択は「社会的に信用されない」ととられる。

(「誰でも設立できる法人なのに、そのままでいる」ことに対する説明は困難)

- ・最近、国税庁は学会（NPO 法人）を狙っているようである。
(重要な学会活動の内、学術集会の分に対する追徴課税)
- ・一般社団法人は、当初「課税」となっていたが、その後、「非営利型」と「普通型」に分かれ、前者では会費、寄付金に加えて財産に対しても非課税となり、事務所、事務職員等の条件も課されていないので、現時点では学会にとって最も適している法人と言える。（無理して公益社団法人を目指す必要はない）
- ・現在と比べると、住民税、税務申告税など約 20 万円の費用増でおさまりそう。

3. 報告書における提言について

上記の内容を含めて意見交換を行った。他の学会が移行しないから何もしない、というより、ここまで時間と労力をかけて調査した結果を踏まえて、一步進むような提言を行うべきという意見が強かった。

4. 検討結果のまとめについて

再来週を目途に、報告書の原案を主査がまとめる。これを委員がチェックし、今年度最終の理事会に提出することになった。